規則第15条

1　法第26条第１項の規定による同項第１号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

2　法第26条第１項の規定による同項第２号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

3　前二項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第26条第１項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

【第三者提供を受ける際の記録の作成等（法第26条第３項・第４項関係）】

法第26条（第３項・第４項）

3　個人情報取扱事業者は、第１項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

4　個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

規則第16条

1　法第26条第３項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

2　法第26条第３項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（法第23条第２項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3　前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第１項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第26条第３項の当該事項に関する記録に代えることができる。

規則第17条

1　法第26条第３項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

⑴　個人情報取扱事業者から法第23条第２項の規定による個人データの提供を受けた場合　次のイからホまでに掲げる事項

イ　個人データの提供を受けた年月日

ロ　法第26条第１項各号に掲げる事項

ハ　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ　当該個人データの項目

ホ　法第23条第４項の規定により公表されている旨

⑵　個人情報取扱事業者から法第23条第１項又は法第24条の規定による個人データの提供を受けた場合　次のイ及びロに掲げる事項

イ　法第23条第１項又は法第24条の本人の同意を得ている旨

ロ　前号ロからニまでに掲げる事項

⑶　第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合　第１号ロからニまでに掲げる事項

2　前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法26条第３項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法26条第３項の当該事項の記録を省略することができる。

規則第18条

法第26条第４項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

⑴　第16条第３項に規定する方法により記録を作成した場合　最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して１年を経過する日までの間

⑵　第16条第２項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合　最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して３年を経過する日までの間

⑶　前二号以外の場合　３年

3－5　保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等（法第27条～第34条関係）

3－5－1　保有個人データに関する事項の公表等（法第27条関係）

⑴　保有個人データに関する事項の本人への周知（法第27条第１項関係）

法第27条（第１項）

1　個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

⑴　当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

⑵　全ての保有個人データの利用目的（第18条第４項第１号から第３号までに該当する場合を除く。）

⑶　次項の規定による求め又は次条第１項、第29条第１項若しくは第30条第１項若しくは第３項の規定による請求に応じる手続（第33条第２項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

⑷　前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

政令第８条

法第27条第１項第４号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

⑴　当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

⑵　当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

個人情報取扱事業者は、保有個人データについて、次の①から④までの情報を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）（※１）に置かなければならない。

①個人情報取扱事業者の氏名又は名称

②全ての保有個人データの利用目的（※２）（ただし、一定の場合（※３）を除く。）

③保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示等の請求（※４）に応じる手続及び保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示の請求に係る手数料の額（定めた場合に限る。）（※５）

④保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

（例）苦情を受け付ける担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先（個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合は、その団体の名称及び苦情解決の申出先を含む。）